

熊本県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.9E-4	5.4E-1	3.6E+1	36.1
64	エトフェンプロックス	3.2E+1	2.3E+1	8.1E+0	1.7E+1	79.4
117	テブコナゾール				2.9E+0	2.9
139	トラロメトリン			1.5E+1	1.4E+0	16.0
140	フェンプロパトリン			5.0E+0		5.0
153	テトラメトリン	2.8E+2	3.9E+0	2.6E+2	7.9E-2	542.1
181	ジクロロベンゼン	5.2E+2	3.2E+2			843.8
225	トリクロルホン		6.8E+0			6.8
248	ダイアジノン		1.0E+0			1.0
251	フェニトロチオン		1.9E+2	4.1E+0	6.8E-2	195.8
252	フェンチオン	6.6E+0	9.8E+1			104.7
256	デカン酸				3.2E+0	3.2
350	ベルメトリン	1.9E+1	5.3E+1	1.9E+1	4.8E+1	139.9
405	ほう素化合物		6.5E-1	2.4E+1	2.0E+0	26.2
427	カルバリル			1.9E+2		194.3
428	フェノプカルブ			1.4E+2	1.3E+2	273.8
457	ジクロールボス	1.3E+2	8.9E+2			1,015.6
合 計		9.8E+2	1.6E+3	6.7E+2	2.4E+2	3486.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等